

## 令和2年度介護保険施設等集団指導資料のポイント

### 【通所介護】

資料番号等	資料名	ポ イ ン ト
主眼事項及び 着眼点	主眼事項及び 着眼点	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 令和元年度において介護報酬の不正請求や人員基準違反があったとして指定取消1件、指定の効力一部停止（新規利用者の受入停止6月・介護報酬上限7割6月）の処分を行いました。</li> <li>・ 人員基準・運営基準・介護報酬算定等について、チェックのうえ基準違反のないよう留意してください。</li> <li>・ 併設事業所等における勤務状況が不明確であり、人員基準の確認に時間を要する事業所が散見されたため、令和2年度の実地指導より、兼務職員について、兼務先の勤務表等も確認いたします。 御了承いただき、御協力をお願いします。</li> <li>・ 「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取り扱いについて」が、介護保険最新情報として厚労省より発出されていますが、適用は、各通知が発出された日以降になります。遡って適用できない場合もありますので留意してください。</li> <li>各基準等の可否が不明な場合は、自己判断せず、地域振興局・支庁または介護保険室にお問い合わせください。</li> <li>・ なお、変更届けについては、変更後10日以内に提出してください。</li> <li>・ 令和2年6月1日付け厚生労働省事務連絡（介護保険最新情報Vol.842）「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第12報）」が発出され、通所系サービス事業所が提供するサービスについて、2区分上位の報酬区分が算定可能とされたところですが、延長加算の報酬区分を算定する場合、当分の間、時間延長サービス体制が「対応可」となっていることが必要です。「対応不可」となっている場合「対応可」への変更について、管轄の地域振興局・支庁へ「介護給付費算定に係る体制等に関する届出書（変更届）」及び「介護給付費算定に係る体制等状況一覧表」を提出してください（時間延長を明記した運営規程がない場合は、運営規程の添付は必要ありません。）。</li> </ul>
共通資料1	介護職場の労働法遵守について	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 労働基準法上、労働時間・休暇の付与等雇用主が遵守する規程が定められています。従業者の方から、本県の介護事業所等の指導係にも基準違反ではないかなどの苦情が寄せられています。 基準を遵守のうえ、適切な雇用に努めてください。</li> </ul>
共通資料2	業務管理体制の整備及び検査について	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 業務管理体制の整備については、法人が届出を行うよう介護保険法で定められています。</li> <li>・ 届出の内容は、事業者の名称、主たる事業所（法人）の所在地、代表者、法令遵守責任者等です。</li> <li>・ 届出の内容に変更が生じた場合は、速やかに変更届出を提出してください。</li> <li>・ 検査には、概ね6年に1回、書面により、整備・運用状況を確認するための一般検査を実施しておりますので、対象となった事業者（法人）はご協力願います。</li> <li>・ あと特別検査があり、これは、指定等取り消し相当事案が発覚した事業者を対象として実施します。</li> </ul>

## 令和2年度介護保険施設等集団指導資料のポイント

### 【通所介護】

資料番号等	資料名	ポ イ ン ト
共通資料3	高齢者虐待防止について	<ul style="list-style-type: none"> <li>・養介護施設従事者等による高齢者虐待の件数は、全国では年々増加しています。本県では、増減はあるものの、平成30年度は過去最多の9件となっています。</li> <li>・9件の状況としては、虐待の類型は「身体的虐待」「心理的虐待」の順に多く、「介護放棄」等も2割を超えている。被虐待者は、約8割が女性であり、年齢は85歳以上の方が約6割を占めています。</li> <li>・虐待防止に向けた課題としては、「組織運営上」においては職員の相談体制が不十分であること、「虐待を行った職員」においては介護や認知症等の知識・技術不足が多く挙げられています。</li> <li>・平成18年に施行された高齢者虐待防止法には、「養介護施設従事者」について、3～4ページの表にある施設等において業務に従事する者と定義されており、これには、直接介護サービスを提供しない施設長や事務職員、介護職以外で直接高齢者と関わる職種も含まれています。</li> <li>・養介護施設従事者は、自身の従事する施設等で高齢者虐待を発見した場合は、生命等への重大な危険の有無にかかわらず通報義務があります。</li> <li>・通報者は、3～6ページにあるとおり、法21条の規定により「秘密漏示罪」や「守秘義務違反」に問われることはなく、また、通報したことを理由として解雇その他不利益な取扱いを受けないとされています。</li> <li>・虐待を受けたと思われる高齢者を発見したら、速やかに、市町村へ通報してください。</li> <li>・また、虐待と疑われるような事案が発生した場合は、適切なケアやサービスの提供ができていないか、組織体制に改善すべき点はないかなど、確認及び検討を行い、早期発見・早期対応に努めてください。</li> </ul>
共通資料4	事故発生時の報告マニュアル	<ul style="list-style-type: none"> <li>・サービス提供時に事故が発生した場合は、保険者への報告をお願いします。</li> <li>・報告の順序・内容につきましては、4-1ページのフロー図で「サービス提供時に事故発生」、「事業者から保険者へ電話による報告」、「事業者から保険者へ電話による報告」に示しておりますので確認して、必ず、速やかに報告を行ってください。</li> <li>・事故報告の範囲については、4-2ページ3(1)～(4)に示してあります。</li> <li>・過去、利用者ご家族より、「事業所の事故対応が適切になされていない。事故報告がなされているか。」と、保険者・県へ苦情・開示請求等もありましたので、適切な対応をお願いします。</li> </ul>
共通資料5	新型コロナウイルス感染症に係る感染防止対策について	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新型コロナウイルス感染症については、全国的な緊急事態宣言は解除されました。今回の全面解除に伴い6月1日から都道府県をまたぐ移動については、概ね3週間ごとに地域の感染状況や感染拡大リスク等について、評価を行いながら、段階的に緩和するとされたところですが、県としては高齢者施設等における施設内感染を徹底的に防止する観点から、これまでと同様、各施設等において実施していただいている感染症対策を今後とも継続していただきたいと考えています。</li> <li>・県では5月29日に、社会福祉施設等の関係者の代表者の方々に参加していただき、「新型コロナウイルス感染症対策本部会議」を開催するとともに、感染症の徹底をお願いしました。</li> <li>・つきましては、当日の資料を5-2ページから5-19ページのとおり情報提供しますので、貴事業所での感染防止対策の参考とさせていただきます。</li> <li>・なお、5-10ページ下段の「面会者の症状確認と制限」については、国が示した直近の資料(5-19ページ)「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」(抜粋)において引き続き、高齢者施設等における面会は緊急の場合を除き一時中止することとなっていることを踏まえ、緊急の場合等に面会を行う際の留意事項として御確認ください。</li> </ul>

## 令和2年度介護保険施設等集団指導資料のポイント

### 【通所介護】

資料番号等	資料名	ポ イ ン ト
共通資料6	介護職場におけるハラスメント関連研修等について	<p>・平成31年4月、厚生労働省において、介護事業者が、「介護現場におけるハラスメントの実態を把握するとともに、各事業所において対策を講じるための基礎的な資料」、「職員に対し、介護現場におけるハラスメントの未然防止や発生時の対策についての研修等を行うための基礎的な資料」、「介護サービス、疾病・障害、法律等に関連する行政や関係機関その他の関係者が、介護現場におけるハラスメントの実態を把握し、その対策や介護事業者との連携の必要性を理解するための基礎的な資料」を想定して、「介護現場におけるハラスメント対策マニュアル」を策定していますので、研修等に活用してください。</p>
共通資料7	腰痛予防について	<p>・厚生労働省の作成したタイトル「看護・介護作業による腰痛を予防しましょう」を添付していますので、職場での研修に活用していただき、常時閲覧できるような体制づくりを講じてください。</p>
共通資料8	熱中症予防について	<p>・厚生労働省の作成したタイトル「熱中症予防のために」を添付しております。高齢者への注意や職員への啓発を行ってください。 また、職場研修での活用及び常時閲覧できるような体制づくりを講じてください。</p>
共通資料9	介護支援専門員の各種手続きについて	<p>・介護支援専門員の更新手続きについて、有効期間の更新を希望される方は、研修受講後、必ず有効期間内に手続きを済ませ、交付を受けてください。 ・更新手続きを行わないまま有効期間が切れた場合、それ以降は介護支援専門員として業務に従事することはできません。 手続きの完了までに概ね1ヶ月かかることがありますので、余裕を持って手続きを行ってください。 また、住所・氏名に変更があった場合も、変更手続きを行ってください。 県からの通知や重要なお知らせは、登録のある住所・氏名に対して行いますので、変更手続きが取られていないと、手元に届かないこととなります。 ・これらの介護支援専門員の各種手続きについては、自己責任になりますので、業務で携帯する介護支援専門員証の有効期間は、今一度、確認してください。 また、管理者の方へお願いですが、所属する介護支援専門員の有効期間を再度チェックしてください。 有効期間満了日以降に、介護支援専門員証の交付を受けずに業務についた場合は、介護支援専門員の登録の消除や介護報酬の返還を求められる場合がありますので、十分注意してください。</p>
共通資料10	介護サービス情報の公表制度	<p>・公表制度につきましては、利用者の権利擁護、サービスの質の向上等に資する情報提供の環境整備を図るため、介護保険法で義務づけられたもので、前年度の介護報酬額が100万円を超える事業所・施設及び新規の事業所・施設が対象となります。 なお、該当する事業所へは、介護保険室より、9月以降、順次通知をいたしますので、届いた事業所におかれましてはインターネットを活用した「介護サービス情報公表システム」を利用し、事業者において必要な情報を入力してください。 県において審査・受理後、介護サービス情報公表システムを通じて公表します。</p>

## 令和2年度介護保険施設等集団指導資料のポイント

### 【通所介護】

資料番号等	資料名	ポ イ ン ト
共通資料11	認知症が疑われる高齢者の早期診断・早期対応について	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 認知症高齢者については、早期診断、早期対応が重要であり、医療と介護の連携が求められています。</li> <li>・ 認知症高齢者の早期発見・早期支援のためには、かかりつけ医の日常診療における気づきをきっかけに地域包括支援センターや介護職等につながる方向（医療から介護へ）と、サービス利用時における介護職等皆様方の気づきから、かかりつけ医等につながる方向（介護から医療へ）の双方向の連携体制が必要とされているところです。</li> <li>・ 早期発見・早期対応については、資料に記載しているとおり症状の改善や進行抑制が可能となる場合があります。意義があることから、サービス利用者の方で認知症が疑われるケースについては、早い段階で地域のかかりつけ医等と連携をとって早期受診につなげるなど、適切な対応への御協力をお願いします。</li> <li>・ なお、認知症の相談・医療体制として、専門的な診断や治療等を行う認知症疾患医療センターを、現在、県内11※か所設置しているところで、下段には、設置状況を記載しておりますので、専門医療相談の窓口として活用してください。</li> </ul>
共通資料12	認知症介護実践研修（実践者研修・リーダー研修）の受講について	<p>【認知症加算、認知症専門ケア加算について】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ それぞれの査定要件の中に出てくる「認知症介護実践者研修」、「認知症介護実践リーダー研修」及び「認知症介護指導者養成研修」は、一部の指定地域密着型サービス事業所の指定の要件及び認知症加算、認知症専門ケア加算の要件に該当する研修です。</li> </ul> <p>【認知症介護実践者等養成研修フロー図】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 鹿児島県が県社会福祉協議会を研修実施機関として指定して実施している6つの研修のフロー図になります。</li> <li>・ 中段右側に「認知症介護実践リーダー研修」と書かれておりますが、これは認知症専門ケア加算（Ⅰ）の要件となっている研修で、この研修を受講するためには、上段に書かれている実践者研修を修了していることが条件となります。</li> <li>・ また、一番下の右側に「認知症介護指導者養成研修」と書かれておりますが、これは認知症専門ケア加算（Ⅱ）の要件となっている研修で、この研修を受講するためには、実践リーダー研修を修了していることが必須となります。</li> </ul>
共通資料13	雇用管理改善の自己チェック機会の提供について	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ （公財）介護労働安定センターにおいては、雇用管理改善等に対する介護事業主自身の意識向上、自主的な取組を促すため、介護事業主が自らの職場における雇用管理上の課題を診断できる「自己チェックリスト」の活用による雇用管理改善の自己チェック機会の提供を行っています。</li> <li>つきましては、添付してある、当該チェックリストを各事業者が記入し、（公財）介護労働安定センター鹿児島支部送付することにより、各事業者に対して雇用管理改善に関する相談援助が受けられます。</li> <li>また、（公財）介護労働安定センターのホームページにおいて、職場改善の好事例集等も公開していますので、必要に応じて確認してください。</li> </ul>
共通資料14	介護人材確保対策に係る主な事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県においては、資料に掲載しているように、各種人材確保にかかる事業を展開しています。</li> <li>なお、募集期間については、応募状況等により変更となる可能性があります。るとともに、事業毎に案内時期・方法が異なりますので、留意してください。</li> </ul>

## 令和2年度介護保険施設等集団指導資料のポイント

### 【通所介護】

資料番号等	資料名	ポ イ ン ト
共通資料15	特別定額給付金事業における高齢者への配慮に関する協力依頼について	<p>・現在、「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」（令和2年4月20日閣議決定）に基づき、感染拡大防止に留意しつつ、簡素な仕組みで迅速かつ的確に家計への支援を行うため、市区町村において、特別定額給付金（以下「給付金」という。）の支給・申請受付を開始しているところです。</p> <p>給付金の受給のためには、申請手続が必要となりますが、高齢者の中には、御自身だけでは申請手続が困難であり、周囲のサポートを必要とする方がいらっしゃいます。</p> <p>このため、高齢者の給付金の申請手続に関し、介護事業所等の関係者の皆様に御配慮いただきたい事項について、厚生労働省より資料の通り示されましたので、御協力いただきますようお願いいたします。</p> <p>【資料：介護保険最新情報 Vol.844 令和2年6月10日】</p>
個別資料1	介護職員処遇改善加算への取り組みについて	<p>介護の現場で働く介護職員の方の処遇改善を図るための『介護職員処遇改善加算』が平成24年度から実施されています。</p> <p>まだ、取り組んでいない事業所におかれましては、積極的な取組をお願いします。</p>
個別資料2	集中豪雨、台風及び地震等における防災対策の充実について	<p>・各高齢者福祉施設管理者においては、梅雨期及び台風期を迎えるにあたり、令和2年6月12日付け、別添事項及び通知を御確認の上、集中豪雨、台風、地震等による非常事態に備えるとともに、施設利用者や職員等の安全確保に万全を期してください。</p> <p>また、通所介護、老人短期入所事業所等を併設されている法人におかれましては、各事業所への周知も併せてお願いします。</p>

## 令和2年度介護保険施設等集団指導資料のポイント

### 【通所介護】

資料番号等	資料名	ポ イ ン ト
個別資料3	有料老人ホームの適切な運営について	<p>1 届出促進に向けた取組について 平成30年4月から改正老人福祉法が施行され、「未届有料老人ホームを含む悪質な有料老人ホームに対する事業停止命令」が新設されました。 有料老人ホームの届出については、これまでも周知を図っているところですが、入居者が安心して暮らせる施設として、一定のサービス水準を確保する観点から引き続き、的確な実態把握や指導監督を行うこととしています。 定員など規模に関わらず、「老人を入居させ、食事の提供、入浴介助や排泄介助など介護サービスの提供、洗濯・掃除など家事の供与、健康管理」などを介護サービス事業所に併せて行っている場合は、有料老人ホームに該当することから、県への届出が必要となります。 未届となっている事業所がありましたら、鹿児島県高齢者生き生き推進課施設整備係まで相談してください。</p> <p>2 事故報告書の提出について すでに有料老人ホームの事業を行っている事業所においては、有料老人ホーム内で事故が発生した場合には、必要な措置を講じた後、「事故報告書」により、鹿児島県高齢者生き生き推進課施設整備係まで報告してください。 報告様式は、県ホームページに掲載していますが、必要事項が含まれていれば、介護サービス事業所で使用されている様式でも結構です。</p> <p>3 有料老人ホームの適切な運営について 一昨年、県内の住宅型有料老人ホームにおいて、入居者が相次いで亡くなるといった事案が発生しました。この事案では、当該有料老人ホームに併設し、入居者が利用していた訪問介護事業所が、介護職員の一斉退職により休止となり、適切な介護サービスが提供されていなかったことが確認されました。 また、このことについては、虐待認定がされ、再発防止に係る行政指導も行ったところです。 今後、このような事案が起きることのないよう、県では有料老人ホームにおける適切なサービス提供体制の確保や、有料老人ホームに対し定期的に行っている立入検査の実効性向上に取り組んでいくこととしており、また、平成30年1月16日付で別添のとおり、各有料老人ホームの設置者に対し、適切な運営について通知したところです。 つきましては、当該通知を再確認いただくとともに、老人福祉法を始めとする関係法令を遵守の上、高齢者が安心して安全に居住できる環境を提供してください。</p>
参考資料1	介護報酬改定について	<p>・「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の一部を改正する件」の公布について【介護保険最新情報 vol.704 平成31年3月28日】を資料として掲載しました。 ページ数が162ページありますので、印刷する場合は、よく確認し、必要なページのみ印刷してください。</p>
参考資料2	令和元年度実地指導における文書指摘について	<p>・令和元年度、各地域振興局及び支庁の実施指導における文書指摘事項をサービス種別毎に取りまとめた資料を掲載しました。 ページ数が48ページありますので、印刷する場合は、よく確認し、必要なページのみ印刷してください。</p>